

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	山 下 てんせい

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和7年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

I 監査の概要

1 監査の対象

下記の財政援助団体等における出納その他の事務で、主として令和6年度執行の事務

(1) 出資団体

団体名	出資(捐)金総額 (うち神戸市総額)	資本金等 (神戸市比率)	総職員数 (うち神戸市派遣)
株式会社こうべ未来都市機構	14,144,165 千円 (14,084,165 千円)	7,388,500 千円 (99.6%)	205 人 (31 人)

*令和7年7月時点

*出資(捐)金総額欄は出資金等減資前の額を表す

(2) 財政的援助団体

団体名	援助の概要	令和6年度援助額
株式会社こうべ未来都市機構 (再掲)	補助金(令和6年度摩耶ケーブル及び摩耶ロープウェー運営事業)	229,278 千円
	補助金(神戸市訪日外国人旅行客誘客支援事業)	47,536 千円

*令和6年度援助額欄は、貸付金の場合のみ下段に当該年度末残高を記載

2 監査の期間

令和7年6月25日～令和8年3月23日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

II 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適切に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微な事項については、監査実施の際、関係職員に口頭等で指導を行った。

1 株式会社こうべ未来都市機構（出資団体、財政的援助団体）

株式会社こうべ未来都市機構（以下「当団体」という。）は、大規模住宅団地の中央センターにおける商業施設の管理運営等を行う「株式会社神戸ニュータウン開発センター」が、業務ビルや近隣商業施設の管理運営等を行う「財団法人神戸市開発管理事業団」から事業を譲り受ける形で平成24年10月1日に経営統合し「株式会社OMこうべ」となった。さらに、平成25年10月1日、関西国際空港への海上アクセスとして「神戸－関空ベイ・シャトル」を運航する「海上アクセス株式会社」を吸収合併した。

令和4年4月には「神戸交通振興株式会社」から地下鉄駅ビル等の管理運営事業を、「一般財団法人神戸すまいまちづくり公社」からまちづくり関連の事業を承継した。この団体再編により、内陸ニュータウン及び海上埋立地を中心とした事業展開から、全市を対象としてまちづくりに貢献する団体へと生まれ変わり、令和4年5月1日より社名を「株式会社こうべ未来都市機構」に改め新たな一歩を踏み出した。

<p>○実施事業・業務 ※当団体HPより</p> <ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンター運営事業 業務ビル運営事業 駅ビル運営事業 近隣商業施設運営事業 公益施設運営事業 体育レクリエーション施設運営事業 海上アクセス事業 ロープウェー・ケーブル事業 歴史的建築物等保存活用事業 	<p>○基本理念 ※当団体定款第2条より</p> <p>神戸のまちの均衡のとれた持続的発展のために、神戸市と連携して、商業環境、ビジネス空間の提供及び交通インフラの運営等を通じて、便利で潤いのあるまちづくりを進め、活力と魅力ある地域社会に貢献し続ける企業を目指す。</p>
--	--

経営面では、従来は赤字基調であった六甲有馬ロープウェーにおける運賃改定、また、海上アクセス事業においても駐車場割引のほか、乗船料の割引制度の見直しなど、経営努力に努めているが、経営に関しては、団体全体で捉えるだけでなく、個別事業においても個々の収支状況などを踏まえ経営判断を行っていくべきである。

また、その一方で基本理念にも掲げているとおり、営利事業のみならず、地域住民のコミュニティ施設の管理運営など公益性も果たしているところである。例えば、神戸－関空ベイ・シャトルは神戸と関西国際空港を最短で結ぶ、神戸市民にとって必要不可欠な都市装置であること、観光をはじめ一般行政目的で実施している事業も数多あることなどから、負担のあり方を含めた収支状況や事業運営全般についても固定観念にとらわれることなくゼロベースで議論するなど、さらなる経営改善の取り組みを期待する。

資金面では、プレンティヤ須磨パティオのリニューアル、西区新庁舎や北須磨支所ビル等の建設事業等による借入金が令和6年度末で176億円に及び、今後も毎年8億円程度の返済が続くこ

とになるため、賃貸料収入をはじめ、返済財源の継続的な確保が求められることから予断を許さない状況にあることを強く認識し、さらなる資金収支の改善に取り組むべきである。

当団体は、上述のとおり、神戸市の掲げる外郭団体の再編を幾度となく受け、これまで数多の団体から業務を継承するなど、市の掲げる行財政改善に貢献してきた。その一方で団体再編や業務承継とともに、その都度組織や職員を受け入れてきたことにより、種々の制度やシステム、会計処理など、依然不均一な状態が見られることから余計なコストがかかっているとも考えられるため、より効率的な運用を目指してさらなる改善を図りたい。

監査の結果として、当団体の出納及びその他の事務について、概ね妥当に処理されていると認められた。しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指 摘 事 項

(1) 会計処理の徹底を図るべきもの

概ね定例的に発生する水道光熱費において、発生日の認識誤りが散見された。背景には費用計上時の確認不足や承認フロー上のチェック機能が働かなかったことが考えられる。特にアで見られた事例においては、監査対象とした令和6年度で見た場合には過払いとなっており、正しい期間損益計算となっていない状況にあった。

当該団体は、当然のことながら発生主義を採用していることから、適正な会計処理となるよう、組織内で周知徹底を図るなど、再発防止策に努めるべきである。

【事例】

ア キャンパススクエアにおける事務所等の水道料金の重複の事例

イ キャンパススクエアにおける立体駐車場の水道料金の期間誤りの事例

ウ 新長田駅前ビルにおける下水道料金の期間誤りの事例

(2) 会計処理を改めるべきもの

「部門」や「費目」の誤使用が散見された。背景には入力時の確認不足や承認フロー上のチェック機能が働かなかったことが考えられる。

会計における「部門」は事業ないしは一定くりの業務を表し、どの事業・業務にどの程度の経費がかかったか、収支状況であったかなどを把握するために、また、「費目」は収入や支出の性質を表し、どの性質の経費にどの程度かかったかなどを把握するために、それぞれ会社毎・会計毎に定めているものである。

こうした「部門」や「費目」を誤ると経費の内訳の把握ができないことから、経営判断にも使用できないなど、これらを定めている意義を失うことから、団体内で再度周知するなど、再発防止策に努めるべきである。

【事例】

ア プレンティにおける散水栓の水道料金の部門誤り等の事例

イ 渦森会館における昇降機設備保守点検業務の支払費目誤りの事例

○ 意 見

(1) 違法状態の解消について

会社法等の法令に沿った運用となっていない事例が見受けられた。法令に即した運用となるよう早急に改めるべきである。

【事例】

ア 法人登記を適正に行うべき事例